

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 経営支援・担い手育成課新規就業・人材育成係
内線番号	4912

No.	項目	内容
①	処分名	入学許可
②	法令名	京都府立農業大学校条例
③	法令番号	平成20年京都府条例第6号
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都府立農業大学校長)
⑥	法令の定め	第4条 農学科に入学しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	筆記試験及び面接試験等の結果を総合して入学者を選考する。 (推薦、一般等の試験区分によって、試験科目は異なる。)
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 出願のあった日から概ね2カ月以内
	経由期間	—
	協議期間	—
	当該処分期間	出願のあった日から概ね2カ月以内
⑫	問合せ	経営支援・担い手育成課 新規就業・人材育成係 (075-414-4912)
⑬	備考	